

## 学会発表奨励金募集要項（市ヶ谷・人間社会・スポーツ健康学・デザイン工学研究科対象）

※小金井キャンパスの学生はこの募集要項の対象外です。

小金井キャンパス大学院担当窓口で関係書類を受け取り、詳細をご確認ください。

### 1. 対象者・対象学会

- 1) 学会において研究発表、報告等を行う本学大学院修士課程又は博士後期課程の学生とします。
- 2) 国内で開催される日本学術会議協力学術研究団体に登録された全国規模の学会又はこれに準ずるものとします。ただし、学会開催地が東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の場合を除きます。
- 3) 休学中に出席した学会は対象外です。申請時に休学中の方も申請できません。

### 2. 給付額・回数

奨励金の額は、学会に出席するための交通費及び宿泊費の実費により計算し、学生1人につき、1回の限度額は3万円とします。

給付は毎年度原則1回とするが、給付状況に応じて2回までの申請を認める場合があるので希望者は申請書を提出してください。

※ただし、2回目の申請についての給付の可否・支払いは3月中旬を予定しています（減額の場合あり）。

### 3. 提出書類

- 1) 学会発表奨励金申請書（様式A）
- 2) 学会発表奨励金報告書（様式B）
- 3) 支出証憑貼付書（様式C）
- 4) 支払先マスター登録申請書（個人用）※既にご登録済みでもご提出ください。
- 5) 学会案内状やプログラムなど、発表・報告を証明する書類

### 4. 提出場所及び提出期限

所属研究科の担当事務室に提出してください。

所属研究科	書類提出場所	書類提出期限
人間社会研究科	人間社会研究科担当	2019年3月1日（金）
スポーツ健康学研究科	スポーツ健康学研究科担当	
デザイン工学研究科	デザイン工学研究科担当	
政策創造研究科	政策創造研究科担当	
上記以外の研究科	大学院事務部 大学院課	

※申請書受付時間は各書類提出場所の事務室開室時間内とします。

## 5. 注意事項

### 1) 奨励金支給基準について

【交通費】※図1を参照のこと

①交通費は起点駅等※から学会会場最寄駅までの最短経路の学割運賃を適用します。

(途中立ち寄りの費用、グリーン車料金は支給対象外)

※JR片道100km超の場合普通運賃が割引。証明書自動発行機で学割証を発行のこと。手数料はかかりません。

②交通費は起点駅等※発着で算出するため、申請金額と給付額が異なる場合があります。

※起点駅等とは、申請者が学会発表するため乗車(または搭乗)する長距離列車等の主要駅(または空港)とします。

(例:新幹線の場合:東京駅、品川駅、新横浜駅、大宮駅など、航空機利用の場合:羽田空港、成田空港)

③航空機の利用は、経済的あるいは社会通念上合理的な場合に限り認めます。

④プリペイドカード類や、Suica・PASMO等へのチャージ料は認めません。

【宿泊費】

①学会発表上必要不可欠の場合のみとします。宿泊費の上限は、1泊1万円とします。なお左記金額の範囲で朝食込みとすることができます。

②学会発表開始時刻までに会場へ到着するため、起点駅等を午前8時以前に出発する必要がある場合は、学会開催日前日の宿泊を認めます。

③学会発表終了後会場を出発し、起点駅等への帰着が午後11時以降になる場合は、当日の宿泊を認めます。

### 2) 支払証憑書類(領収書)について

①領収書は必ず発行してもらい本書を「様式C」に貼付してください(領収書が無い場合は支給できません)。

②領収書の宛名は申請者とし、乗車区間、経路、利用日、宿泊日、領収金額、領収日、領収者名、領収者の押印等を明記していることとします。交通費については普通運賃以外(新幹線、特急料金)については、必ず領収書を提出してください。

③代表者が一括で予約した場合でも、領収書は申請者ごとに発行してもらってください。

④パック旅行で申し込んだ場合、旅程表などの内容明細も「様式C」に貼付してください。

⑤インターネットを利用してチケット購入等をした場合でも、①～④の条件を満たさなければ支給できません。事前に確認したうえで利用してください。

### 3) 宿泊した場合の提出書類について

学会開催期間、学会開始時刻、終了時刻のわかるものを添付してください。

### 4) 奨励金に含まれないもの(例)

学会費、懇親会費、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代、高速道路代、食事代、入湯税、手荷物代、予約手数料等

### 5) 奨励金の振込について

奨励金の支給は、申請者の銀行口座へ振込ます。支払先マスター登録申請書(個人用)に必要事項を記入してください。

※図1

起点駅等 申請者が学会発表するため乗車(または搭乗)する長距離列車等の主要駅(または空港)



※パック旅行で申請した場合は旅程表などの行程表の提出が必要  
代表者が一括で予約した場合、個人別の領収書が必要

※現地宿泊費

- ・1泊1万円を上限
- ・起点駅等を午前8時以前に出発する場合は前泊可能
- ・起点駅等への帰着が午後11時以降になる場合は当日の宿泊は可能